

3 県内外の主な動き

(国の動き)

平成 17 年 12 月に、男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が閣議決定されました。この計画には、特に重点的に取り組む事項として、2020 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも 30%程度になるように期待し、各分野の取組を推進することや一旦仕事を中断した女性への再チャレンジ支援策など 10 項目が盛り込まれています。

(政策・方針決定過程における男女共同参画の推進)

国会議員に占める女性の割合は、平成 18 年 4 月現在、衆議院においては 9.4%(45 名)、参議院においては 14.0%(34 名)となっています。

三重県議会の女性議員は 2 名(4.4%)であり、市町議会議員については 76 名(10.6%)となっています。(平成 18 年 4 月 1 日現在)

(男女共同参画社会実現に向けた総合的な取組の推進)

男女共同参画の推進に関する条例は、平成 18 年 4 月 1 日現在、全国で 46 都道府県、15 政令指定都市で制定されています。

三重県では、平成 12 年 10 月に三重県男女共同参画推進条例を制定しています。これは全国で 4 番目の制定であり、人権条例がある県として初めての制定でした。

また、県内の市町における条例は、平成 18 年 7 月 1 日現在で松阪市、伊賀市、名張市、四日市市、鈴鹿市の 5 市で制定されています。また、現在、数市で条例制定が検討されています。

三重県では、平成 14 年 3 月に男女共同参画施策を総合的、計画的に実施するための指針である三重県男女共同参画基本計画を策定しました。平成 17 年 4 月からは、施策の目標と事業の推進方向を明らかにした「三重県男女共同参画基本計画 第二次実施計画(計画期間：平成 17 年度～18 年度)」をスタートさせ、現在取組を進めています。

県内の市町においても、10 市 2 町が基本計画を策定しています。(平成 18 年 7 月 1 日現在)

(市町村合併を契機とした地域社会における男女共同参画に関する意識の普及)

市町村合併により、地域社会は大きく変わろうとしています。

合併を契機として、地域におけるさまざまな問題が住民間で話し合われる場面が増

えました。男女共同参画の目指す社会システムの見直しや、男女共同参画を推進するための基本計画策定についても、この機をとらえて、大きく進展することが望めます。

(働く場等、さまざまな分野における男女共同参画の推進)

国では、さまざまな分野における女性のチャレンジを推進する上で重要と考えられる事項について、平成 15 年 4 月に「女性のチャレンジ支援策」としてまとめました。

意欲と能力のある女性が「いつでも、どこでも、誰でも」チャレンジできるような社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になることを目指す積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、様々な分野において活躍する身近な事例の紹介などの取組を進めています。

三重県においても、さまざまな分野へ男女がバランスよく進出できるよう取組を進めています。

(家庭・地域における男女共同参画の推進)

平成 17 年の合計特殊出生率は、全国で 1.25（三重県では 1.29）と大幅に低下し、少子化が急速に加速しています。

このため、従来の取組に加え、もう一段の対策を講じるが必要であるとして、平成 14 年 9 月には「少子化対策プラスワン」が公表されました。この中では、「男性を含めた働き方の見直し」など 4 つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することとし、育児休業の取得率などの目標値が掲げられています。

これらを受けて、平成 17 年 4 月から「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。この法律では、地方公共団体および企業における 10 年間の集中的・計画的な取組を推進するために、都道府県、市町村、事業主に行動計画を策定・公表することを規定しています。

これにより、県においては、平成 17 年 3 月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、ささえあいの地域社会づくりを進めて、子どもたちや子育て家庭への支援を行っていくこととしています。

また、事業主においては、労働者が多様な働き方を選択できる職場環境の整備をはかるとともに、労働者の家庭生活と職業生活の両立支援を進めるための「一般事業主行動計画」の策定に向けた取組が進められています。県内では、従業員 301 人以上の企業 113 社（平成 18 年 3 月 31 現在）、従業員 300 人以下の企業 19 社（平成 18 年 7 月 1 日現在）が行動計画を策定し、三重労働局に届けています。

(人権の尊重と心身の健康支援)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：

D V) は重大な人権侵害であるとして、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(D V 防止法) が制定、施行されました。これまで、家庭内の問題などとして見過ごされがちでしたが、この法律によって改めて、D V は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であると規定されました。

また、平成 16 年 12 月には改正 D V 防止法が施行され、配偶者からの暴力について、離婚後の元配偶者や、精神的な暴力についても対象となるとともに、被害者の保護・支援については、被害者の子への接近禁止命令等の適用や退去命令期間が二ヶ月間に拡大されるなど保護命令制度の改正が行われました。平成 16 年に改正された児童虐待防止法でも、児童が D V を目撃することは心理的な児童虐待であると定義されました。

平成 17 年度の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は 52,145 件、この法律の最大の特徴ともいえる保護命令の発令件数は、平成 17 年では、接近禁止のみ 730 件、退去命令のみ 4 件、接近禁止命令と退去命令の同時発令 190 件、さらに、子への接近禁止命令 1,217 件となっています。

三重県では、平成 17 年度に配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）に寄せられた相談件数は 1,508 件となっており、D V を取り巻く状況の深刻さがうかがえます。

また、D V 防止法の改正に伴い、平成 18 年 3 月に「三重県 D V 防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、D V 被害者の実態に即した施策を全県的に推進していくこととしています。